

平成19年5月11日(金)
新川流域総合治水対策協議会事務局
愛知県建設部河川課 計画グループ
大河内・稲吉(内線 2729・2730)
ダイヤルイン 052-954-6555
愛知県建設部下水道課 公共下水道グループ
古田・牧野

第24回新川流域総合治水対策協議会・委員会の結果報告について

平成19年5月11日に開催された新川流域総合治水対策協議会・委員会(名古屋市始め10市6町及び国・県にて構成)において、以下の項目を協議・確認し、今後とも、積極的に総合治水対策を実施していく合意をしましたので、お知らせします。

1. 流域対策の進捗状況について

- 新川流域の各市町は、平成13年度から平成17年度までの5年間で、緊急的に実施する貯留浸透施設等の目標整備量(約56万m³)を、「流域対策緊急五ヶ年計画」(平成13年5月8日策定)として定め、平成17年度末までに目標整備量をほぼ達成したことを確認した。
- 今後も引き続き、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「流域水害対策計画」に位置付ける雨水貯留浸透施設を整備し、浸水被害の軽減を図っていくことを確認した。

2. 河川事業の実施状況について

- 新川及び五条川を始めとする総合治水対策特定河川事業の実施状況及び進捗状況を確認した。今後とも国、県及び各市町との連携を密にして事業促進を図ることを確認した。

以上

【背景及び経緯】

- 新川流域(流域面積約249km²)では昭和30年代後半からの流域の急激な都市化の進展による洪水流出量の増大等により常に水害の危険に脅かされ、従来どおりの治水施設の整備のみでは早急に治水安全度を向上させることが極めて困難な状況となった。
- このため昭和55年に「新川総合治水対策協議会」を設置、昭和57年には、「新川流域整備計画」を策定し、治水施設の整備を早急を実施するとともに、流域が従来から有している保水・遊水機能の維持、増大を図る方策を広く流域関係機関の合意のもとに推進し、洪水時の被害軽減策をも含めた総合的な治水対策を講じることとした。その後、この計画に基づく総合治水対策により、河川改修と併せて多くの防災調節池が設置され、新川流域の治水安全度は向上してきた。
- しかしながら、平成12年9月の東海豪雨により甚大な浸水被害を受け、「河川激甚災害対策特別緊急事業」に基づき、新川本川の治水安全度は一定の水準に達したものの、流域の開発が進展している新川流域において、現状の河川・下水道・流域の施設では、十分な安全度に達しているとは言えない状況にある。
- この間、流域の都市化率は約60%と、計画想定値の64%近くまで進展したが、開発に伴う必要対策量約245万m³に対し、雨水貯留浸透施設の整備は平成12年度末で約64万m³(約26%)にとどまっていた。
- 東海豪雨後の激特事業の進捗に合わせ、水災の防止・軽減を図るため、新川流域の各市町自らが、平成13年度から平成17年度までの5年間で、緊急的に実施する貯留浸透施設等の目標整備量(約56万m³)を、「流域対策緊急五ヶ年計画」(平成13年5月8日策定)として定め、平成17年度末までに目標整備量をほぼ達成した。
- 一方、都市河川における浸水被害の軽減に対応するため、「特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)(平成15年6月11日公布・平成16年5月15日施行)」が施行され、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が一体となって都市河川流域の浸水被害の対策を講じる新たなスキームが確立された。
- 都市化の進展が著しい新川流域では、河川のみ対策だけでは浸水被害を防止することに限界があることから、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定(法第3条)を平成18年1月1日に施行(全国で2番目)し、以下に挙げる4項目の対応を軸に、これまでの総合治水対策をさらに確実に推進していくこととした。

① 流域水害対策計画の策定(法第4条)

- 平成19年3月23日に開催された第23回新川流域総合治水対策協議会・委員会において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「流域水害対策計画」および河川法に基づく「河川整備計画」の内容を合意し、関係機関協議等を経て国土交通大臣にそれぞれ同意申請および認可申請することとした。

② 都市洪水想定区域図及び都市浸水想定区域の指定(法第32条)

- 河川管理者(愛知県)は、河川から溢れたり破堤した場合に浸水する区域を都市洪水想定区域図として平成19年度以降に公表する予定。
- 県・下水道管理者(市町)は、河川へ排水できなくなり、浸水する区域を都市浸水想定区域図として平成19年度以降に公表する予定。

③ 雨水浸透阻害行為の許可(法第9条)

- 新川流域では、雨水浸透阻害行為の許可を要する面積を条例により 500m²(法律では 1,000m²以上)に引き下げて施行している。
- 許可事務の窓口は、平成18年度現在、名古屋市・一宮市・春日井市についてはそれぞれの市が、それ以外の市町については県が対応している。
- 特定都市河川流域指定後から1年間での許可件数は下表のとおり。

(H18.1.1~H18.12.31)

市町名	許可件数	対策工事完了件数	雨水浸透阻害行為面積(m ²)	貯留施設(m ³)	浸透施設		
					透水性舗装(m ²)	浸透トレンチ(m)	浸透ます(個)
合計	261	83	413,274	14,946	106,958	2,974	440
名古屋市	25	12	22,852	387	5,652	576	62
一宮市	27	4	23,221	161	11,603	95	6
春日井市	12	2	22,641	896	9,822	0	3
愛知県	197	65	344,560	13,502	79,881	2,303	369
尾張建設	112	35	214,360	9,111	26,877	633	138
小牧市	53	20	147,632	6,488	13,876	244	26
清須市	7	0	5,709	194	904	0	0
豊山町	8	1	7,581	71	2,549	129	33
北名古屋市	36	12	43,577	1,701	8,684	260	79
春日町	8	2	9,861	657	864	0	0
一宮建設	85	30	130,200	4,391	53,004	1,670	231
犬山市	19	7	29,125	1,325	14,154	470	83
江南市	16	6	21,075	871	9,330	240	32
岩倉市	11	1	9,454	211	3,343	157	21
稲沢市	1	0	1,504	167	0	0	0
大口町	20	8	42,955	1,660	12,325	167	27
扶桑町	18	8	26,087	157	13,852	636	68
海部建設	0	0	0	0	0	0	0
甚目寺町	0	0	0	0	0	0	0
大治町	0	0	0	0	0	0	0

④ 保全調整池の指定(法第23条)

- 雨水を一時的に貯める調整池を防災調整池といい、これまでに流域内で設置された100m³以上の防災調整池を「保全調整池」として指定し、埋立等の行為について届出制とすることにより、保全を図る。

- ・ 新川流域では、愛知県が平成19年3月9日に、春日井市が平成19年3月16日にそれぞれ告示により保全調整池の指定を行った。
- ・ 箇所数及び指定容量は下表のとおり。

(H19.3.16現在)

	保全調整池の指定 告示済みの施設		備考
	件数	容量	
合計	78件	32,318m ³	平成19年3月9日愛知県告示 平成19年3月16日春日井市告示
春日井市	22件	5,264m ³	
犬山市	12件	6,518m ³	
江南市	2件	1,968m ³	
小牧市	20件	7,545m ³	
北名古屋市	5件	1,303m ³	うち2箇所(746m ³)は春日町との境に存在する
大口町	5件	1,962m ³	
扶桑町	12件	7,758m ³	

表－1 新川・流域対策全体進捗状況

市町名	必要対策量		H17末 対策状況			H18末 対策状況			
	流域整備計画	流域開発に対する必要対策量(H17末)	緊急五カ年計画に基づく対策量	緊急五カ年計画以外の対策量	対策率	対策量	9条許可対策量(貯留施設)	総対策量	対策率
	A	B	C	D	(C+D)/B	E	F	G=C+D+E+F	G/B
	(m3)	(m3)	(m3)	(m3)	(%)	(m3)	(m3)	(m3)	(%)
名古屋市	359,400	287,359	114,390	76,557	66%	10,441	387	201,775	70%
一宮市	340,400	394,896	28,822	43,842	18%	1,609	161	74,434	19%
春日井市	508,100	627,077	84,233	118,934	32%	26,257	896	230,320	37%
犬山市	192,600	189,773	30,582	61,445	48%	0	1,325	93,352	49%
江南市	145,000	233,311	13,980	88,889	44%	0	871	103,740	44%
小牧市	730,900	698,200	95,907	143,621	34%	23,926	6,488	269,942	39%
稲沢市	13,800	33,340	8,575	1,495	30%	0	167	10,237	31%
岩倉市	10,400	53,611	839	15,184	30%	0	211	16,234	30%
清須市	156,000	126,124	20,482	25,423	36%	0	194	46,099	37%
北名古屋市	179,200	247,155	42,516	11,741	22%	4,426	1,701	60,384	24%
豊山町	67,800	56,965	10,153	9,838	35%	0	71	20,062	35%
春日町	51,000	55,354	5,365	3,649	16%	350	657	10,021	18%
大口町	73,000	117,646	3,328	58,941	53%	0	1,660	63,929	54%
扶桑町	102,200	113,629	1,007	56,923	51%	280	157	58,367	51%
甚目寺町	20,500	23,903	352	1,530	8%	0	0	1,882	8%
大治町	28,800	16,752	1,207	1,960	19%	0	0	3,167	19%
合計	2,979,100	3,275,095	461,738	719,972	36%	67,289	14,946	1,263,945	39%

(A) 流域整備計画必要対策量

総合治水対策協議会がS57. 2. 15に定めた「新川流域整備計画及び実施要領」に規定した計画値で、当時の市街化区域内の未利用地の面積(ha)に600を乗じて算定したもの

(B) 流域開発に伴う必要対策量

S50から現在までに、市街化調整区域を含め、開発された面積(ha)に、流域整備計画値と同様に600を乗じて算定したもの

(D) 流域対策量

S57の総合治水対策着手以降、現在までに整備された流域対策量(緊急五カ年計画を除く)

(F) 9条許可対策量

H18.1.1から新川流域に適用した特定都市河川浸水被害対策法第9条に基づく、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行する工事による貯留施設対策量。浸透施設は含まず。